

富山県ライフサポートセンター規約

(目的および名称)

第1条 この会は、富山県ライフサポートセンターと称し、組織労働者を中心とし未組織労働者を含む暮らし全般に亘る相談活動や相談ネットワークを確立し、豊かで生きがいのある生活を推進することを目的とする。

(事務所)

第2条 富山県ライフサポートセンター事務所を富山市奥田新町8番1号に置く。

(構成)

第3条 この会は、富山県労働者福祉事業協会（以下労福協という）と共に協力して、お互いの人格を認めつつ運営に当たる。

2. 労福協に加盟する事業団体、連合富山など目的を同じくする団体・個人で構成する。

(地域組織)

第4条 県下に地域ライフサポートセンターを設置する。

2. 地域の運営は富山県ライフサポートセンターにあわせる。

(会議)

第5条 この会に、次の会議を設ける。

1. 総会
2. 幹事会

(総会)

第6条 総会はこの会の最高決議機関であり、1年に1回開催する。

2. 会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。
3. 総会は、経過報告、決算、活動方針、予算を決定し、役員を選出を行う。
4. 総会の代議員は、構成団体より最低1名とし、選出基準は幹事会で定める。
5. 総会は、代議員総数の過半数で成立し、議案の採決は出席代議員の過半数で決する。

(幹事会)

第7条 幹事会は、総会の決定方針の具体的な取り組みを行い、日常業務を執行する。

2. 幹事会は、役員数の過半数で成立する。
3. 幹事会は、会長が招集し、幹事会は会長が運営する。会長事故あるときは副会長がその任に当たる。
4. 幹事の定数は実情に合わせ決める。

(役員)

第8条 この会には次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長若干名
3. 事務局長1名
4. 幹事若干名
5. 必要に応じて、顧問、会長代行、事務局次長を置くことができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

2. 任期中に欠員が生じた場合は幹事会で補充し、前任者の残任期間とする。

(事務局体制)

第10条 日常業務は事務局員があたる。

(財政)

第11条 この会の財政は労福協の交付金で賄う

2. 構成団体など寄付金、協力金は、別途に取り扱う。

(会計年度及び会計監査)

第12条 会計年度は、毎年4月1日から3月31日の期間とし、幹事会並びに総会の報告、承認を得る事とする。

(附則)

第13条 この規約は、2007年8月22日からその効力を発する。